

令和4年度 射水市空き家等対策協議会

日時 令和5年2月10日(金)午後3時

場所 射水市役所3階会議室301

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 副会長の選任

4 議題

(1) 報告事項

①協議会等の経過及び特定空家等に対する措置等の状況について

資料1

資料2

②令和3年度空き家等実態調査結果について

資料3

(2) 協議事項

射水市空家等対策計画の一部改定について

資料4

(3) その他

5 閉 会

(資料一覧)

- 資料1 射水市空き家等対策協議会について
- 資料2 特定空家等に対する措置等の状況について
- 資料3 令和3年度空き家等実態調査結果について
- 資料4 射水市空家等対策計画の一部改定について

*参考資料

- 参考1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 参考2 射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例
- 参考3 射水市空き家等対策協議会要綱
- 参考4 射水市空き家等対策協議会委員名簿

(用語の説明)

○空家等対策計画

「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）」第6条に基づき、市町村が、空き家等に関する総合的かつ計画的に実施するために定める計画であり、本市では平成28年度末に策定している。

○空家等（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地

○特定空家等（法第2条第2項）

- 1 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 2 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- 4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 にある「空家等」をいう。